

No.1

令和4年12月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第 2 3 号	専決処分の承認を求めることについて.....	1 頁
報告第 2 4 号	専決処分の承認を求めることについて.....	1 1 頁
議案第 7 3 号	職員の給与に関する条例及び戸田市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例.....	2 0 頁
議案第 7 4 号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する 条例.....	3 8 頁
議案第 7 5 号	戸田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例.....	3 9 頁
議案第 7 6 号	令和 4 年度戸田市一般会計補正予算(第 1 0 号).....	別冊 No. 2
議案第 7 7 号	令和 4 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 (第 3 号).....	別冊 No. 2
議案第 7 8 号	令和 4 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算(第 2 号).....	別冊 No. 2
議案第 7 9 号	令和 4 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第 3 号).....	別冊 No. 2
議案第 8 0 号	戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例.....	4 0 頁
議案第 8 1 号	戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例.....	4 4 頁
議案第 8 2 号	戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例.....	4 7 頁
議案第 8 3 号	戸田市情報公開条例の一部を改正する条例.....	4 9 頁

議案第 8 4 号	戸田市行政組織条例及び戸田市空家等対策審査会条例の一部を改正する条例.....	5 8 頁
議案第 8 5 号	戸田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例.....	5 9 頁
議案第 8 6 号	戸田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	6 1 頁
議案第 8 7 号	戸田市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	6 2 頁
議案第 8 8 号	戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例.....	6 3 頁
議案第 8 9 号	戸田第一小学校改築等工事（ 期 ）請負変更契約について.....	6 4 頁
議案第 9 0 号	新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について.....	6 5 頁
議案第 9 1 号	新曽第一地区 3 号調整池築造工事請負変更契約について.....	6 6 頁
議案第 9 2 号	指定管理者の指定について.....	6 7 頁
議案第 9 3 号	市道路線の廃止について.....	6 8 頁
議案第 9 4 号	市道路線の認定について.....	6 9 頁
議案第 9 5 号	令和 4 年度戸田市一般会計補正予算（第 1 1 号）.....	別冊 No. 3
議案第 9 6 号	令和 4 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第 4 号）.....	別冊 No. 3

議案第 97 号 令和 4 年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算
(第 1 号) 別冊 No. 3

議案第 98 号 令和 4 年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算 (第
1 号) 別冊 No. 3

議案第 99 号 令和 4 年度戸田市水道事業会計補正予算 (第 3 号) 別冊 No. 4

報告第23号

専決処分の承認を求めることについて

令和4年度戸田市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年度戸田市一般会計補正予算（第8号）

令和4年9月30日

戸田市長 菅原文仁

令和4年度戸田市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度戸田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,837,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円) 一

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫	支出金		13,365,457	647,820	14,013,277
		2 国庫補助金	2,953,178	647,820	3,600,998
歳入	合	計	60,189,892	647,820	60,837,712

歳出 (単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生	費		28,261,110	647,820	28,908,930
		1 社会福祉費	9,449,954	647,820	10,097,774
歳出	合	計	60,189,892	647,820	60,837,712

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,365,457	647,820	14,013,277
歳入合計	60,189,892	647,820	60,837,712

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
3 民生費	28,261,110	647,820	28,908,930			
歳出合計	60,189,892	647,820	60,837,712	647,820	647,820	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
2 民生費 国庫補助金	1,111,756	647,820	1,759,576	1 社会福祉	補助金	9 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 事業費 既定額 0 補正額 600,000
						10 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 事務費 既定額 0 補正額 47,820
計	2,953,178	647,820	3,600,998			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			区分	金額		
				特	定	財			一般財源	
国	地方債	その他	一般財源	金額	説明					
10 電力・ガス ・食料品等 価格高騰緊急 支援助給付 金	0	647,820	647,820	647,820			3職員手当等	5,418	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急 支援助給付金(福祉総務課) 647,820	
				647,820			8旅	22		
				国			10需用費	913	3職員手当等 ・超過勤務手当 (5,260)	
				647,820			11役務費	6,253	既定額 0 補正額 5,260	
							12委託料	35,214	・休日給 (158)	
							18負担金、補助及び交付金	600,000	既定額 0 補正額 158	
									8旅費 ・普通旅費 (22)	
									既定額 0 補正額 22	
									10需用費 913 ・消耗品費 (550)	
									既定額 0 補正額 550	
									・印刷製本費 (363)	
									既定額 0 補正額 363	
									11役務費 6,253	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			一般財源	区分	金額	
				特 定 財 源	地方債	その他				
				国県支出金						<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信運搬費 (4,695) 既定額 0 補正額 4,695 ・ 手数料 (1,558) 既定額 0 補正額 1,558 12委託料 35,214 既定額 0 補正額 35,214 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受付等業務 ・ 確認書等封入封緘業務 18負担金、補助及び交付金 600,000 ○補助金 600,000 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (600,000) 既定額 0 補正額 600,000
計	9,449,954	647,820	10,097,774	647,820						(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

補正予算給与費明細書

1 一般職
 (1) 総括 ※ () 内は短時間勤務職員(外書き)
 (単位:千円)

区分	職員数 (人)	給			与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	費	計	共済費		
補正後	(768) 886	865,911	3,185,409	2,798,537	6,849,857	1,278,070	8,127,927		
補正前	(768) 886	865,911	3,185,409	2,793,119	6,844,439	1,278,070	8,122,509		
比較	(0) 0	0	0	5,418	5,418	0	5,418		

区分	扶養手当	当地手当	管理職手当	超過勤務手当	休日	夜勤手当	給付	手当	特別手当	手当
補正後	98,966	345,249	130,486	423,811	55,204	9,983	18,683			
補正前	98,966	345,249	130,486	418,551	55,046	9,983	18,683			
比較	0	0	0	5,260	158	0	0			
区分	居住手当	宿直手当	通勤手当	期末手当	勤務手当	管理職勤務手当	特別手当	児童手当		
補正後	119,303	496	51,025	881,476	584,793	3,342	75,720			
補正前	119,303	496	51,025	881,476	584,793	3,342	75,720			
比較	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別の	内訳	説明	明	備	考
職員手当等	5,418	1. その他の 増減分	5,418	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支 援給付金事業に伴う増加分			一 般

報告第24号

専決処分の承認を求めることについて

令和4年度戸田市一般会計補正予算(第9号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第 8 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 4 年度戸田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年 1 1 月 1 日

戸田市長 菅 原 文 仁

令和4年度戸田市一般会計補正予算(第9号)

令和4年度戸田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,838,042千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		1,947,486	330	1,947,816
	1 繰越金	1,947,486	330	1,947,816
歳入	合計	60,837,712	330	60,838,042

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		9,816,163	330	9,816,493
	1 教育総務費	989,313	330	989,643
歳出	合計	60,837,712	330	60,838,042

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度	額
訴訟事務委託料	令和 4 年度～ 訴訟契約終了年度	訴訟契約により決定した額	—

般

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	般
20 繰越金	1,947,486	330	1,947,816	
歳入合計	60,837,712	330	60,838,042	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債その他	一	般財源
10 教育費	9,816,163	330	9,816,493				330
歳出合計	60,837,712	330	60,838,042				330

2 歳 入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 繰越金	1,947,486	330	1,947,816	1 繰越金	330	1 前年度繰越金 既定額 1,947,486 補正額 330
計	1,947,486	330	1,947,816	(款) 20 繰越金	(項) 1 繰越金	般

3 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明
				一般財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他の	一般財源				
2 事務局費	551,179	330	551,509				330	12 委託料	330	3. 学校教育事務費(学務課)	330
							330			12 委託料	330
										既定額	914
										補正額	330
										・訴訟事務委託料	
計	989,313	330	989,643				330			(項) 1 教育総務費	

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの
支出額及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和3年度末までの		令和4年度 支 出 期	以 降 の		左 の 財 源 内 訳			備 考	
		支 出 額	支 出 金 額		支 出 予 定 額	額	特 定 財 債	財 源	一 般 財 源		
		期	期	間	金 額	額	額	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
訴訟事務委託料 (令和4年度)	訴訟契約により決 定した額			令和4年度～ 訴訟契約終了年 度	限度額に同じ						限度額に同じ

議案第73号

職員の給与に関する条例及び戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を別記のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第10条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1、別表第3及び別表第4の規定及び第3条の規定による改正後の戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第8条第1項の表の規定は、令和4年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号俸\職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,900
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,500
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	469,800
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	470,700
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,000
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	471,300
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	471,600
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	471,900
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	472,200
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	472,500
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	472,800
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	473,100
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	473,400
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200	473,700
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500	474,000
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	474,300
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	474,600
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400	474,900
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700	475,200
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500	

74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,400	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,700	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	450,000	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	450,300	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	450,600	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	450,900	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	451,200	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	451,500	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	451,800	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	452,100	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	452,400	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,100		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,400		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,700		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	412,000		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,300		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,600		
94		294,900	342,600	381,400	393,300	412,900		
95		295,200	343,100	381,800	393,600	413,200		
96		295,600	343,500	382,200	393,900	413,500		
97		295,800	343,700	382,600	394,200	413,800		
98		296,100	344,100	383,000	394,500	414,100		
99		296,500	344,500	383,400	394,800	414,400		
100		296,900	344,800	383,800	395,100	414,700		
101		297,100	345,100	384,200	395,400	415,000		
102		297,400	345,500	384,600	395,700	415,300		
103		297,800	345,900	385,000	396,000	415,600		
104		298,100	346,300	385,400	396,300	415,900		
105		298,300	346,800	385,800	396,600	416,200		
106		298,600	347,200	386,200	396,900	416,500		
107		299,000	347,600	386,600	397,200	416,800		
108		299,300	348,000	387,000	397,500	417,100		
109		299,500	348,500	387,400	397,800	417,400		
110		299,900	348,900	387,800	398,100	417,700		
111		300,300	349,200	388,200	398,400	418,000		
112		300,600	349,500	388,600	398,700	418,300		

113		300,800	350,000	389,000	399,000	418,600			
114		301,000	350,300	389,400	399,300	418,900			
115		301,300	350,600	389,800	399,600	419,200			
116		301,700	350,900	390,200	399,900	419,500			
117		301,900	351,200	390,600	400,200	419,800			
118		302,100	351,500	391,000	400,500	420,100			
119		302,400	351,800	391,400	400,800	420,400			
120		302,700	352,100	391,800	401,100	420,700			
121		303,100	352,400	392,100	401,400	421,000			
122		303,300	352,700	392,400	401,700	421,300			
123		303,600	353,000	392,700	402,000	421,600			
124		303,900	353,300	393,000	402,300	421,900			
125		304,200	353,600	393,300	402,600				
126			353,900	393,600	402,900				
127			354,200	393,900	403,200				
128			354,500	394,200	403,500				
129			354,800	394,500	403,800				
130			355,100	394,800	404,100				
131			355,400	395,100	404,400				
132			355,700	395,400	404,700				
133			356,000	395,700	405,000				
134			356,300	396,000	405,300				
135			356,600	396,300	405,600				
136			356,900	396,600	405,900				
137			357,200	396,900	406,200				
138			357,500	397,200	406,500				
139			357,800	397,500	406,800				
140			358,100	397,800					
141			358,400	398,100					
142			358,700	398,400					
143			359,000	398,700					
144			359,300	399,000					
145			359,600	399,300					
146				399,600					
147				399,900					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,400	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	179,200	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	181,100	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	182,600	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	184,400	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	186,200	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	187,700	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	189,200	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	191,500	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	193,100	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	194,700	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	196,300	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	197,800	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	199,300	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	200,900	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	202,400	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	204,000	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	205,700	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	207,300	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	209,000	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	210,400	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	212,000	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	213,600	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	215,200	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	216,600	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	218,200	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	219,900	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	221,600	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	222,900	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	224,400	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	225,800	265,000	293,400	339,300	384,500
	32	227,300	266,500	295,100	341,100	386,200
	33	228,500	267,800	296,800	342,800	387,500
	34	229,900	269,500	298,500	344,600	388,800
35	231,200	271,100	300,300	346,500	390,100	

36	232,400	272,700	302,100	348,300	391,300
37	233,600	274,100	303,400	350,100	392,400
38	234,900	275,600	305,100	351,800	393,600
39	236,400	277,200	306,600	353,400	394,700
40	237,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	238,700	279,800	309,900	356,300	396,600
42	240,000	281,200	311,600	357,400	397,400
43	240,900	282,700	313,200	358,600	398,200
44	242,100	284,200	314,900	359,800	399,000
45	243,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	244,500	287,400	317,200	361,800	400,000
47	245,600	289,100	318,700	363,000	400,500
48	246,700	290,700	320,300	364,100	400,900
49	247,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	248,700	293,500	323,000	366,100	401,600
51	249,600	294,800	324,200	367,100	401,900
52	250,400	296,400	325,500	368,100	402,200
53	251,500	297,700	326,600	368,900	402,500
54	252,800	299,200	327,600	369,700	402,800
55	254,100	300,600	328,700	370,600	403,100
56	255,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	256,800	303,100	330,200	372,000	403,700
58	258,200	304,300	331,100	372,800	404,000
59	259,400	305,500	331,900	373,600	404,300
60	260,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	261,600	308,200	333,600	374,800	404,900
62	262,900	309,400	333,900	375,500	405,200
63	264,200	310,700	334,500	376,200	405,500
64	265,300	311,900	335,200	376,900	405,800
65	266,100	313,300	335,800	377,300	406,000
66	267,300	314,100	336,500	377,900	406,300
67	268,500	314,900	337,200	378,600	406,600
68	269,600	315,700	337,900	379,200	406,900
69	270,500	316,300	338,600	379,600	407,200
70	271,600	317,000	339,100	380,100	407,500
71	272,700	317,700	339,700	380,600	407,800
72	273,800	318,300	340,300	381,100	408,100
73	274,600	319,000	340,600	381,700	408,400
74	275,700	319,200	341,200	382,200	408,700
75	276,600	319,800	341,700	382,800	409,000

76	277,700	320,400	342,300	383,400	409,300
77	278,700	321,000	342,800	383,900	409,600
78	279,700	321,500	343,300	384,400	409,900
79	280,800	322,000	343,800	384,900	410,200
80	281,900	322,500	344,200	385,400	410,500
81	282,500	323,100	344,500	385,700	
82	283,200	323,600	344,800	386,200	
83	283,700	324,000	345,200	386,600	
84	284,500	324,500	345,500	387,000	
85	285,300	325,000	346,000	387,400	
86	285,900	325,400	346,300	387,700	
87	286,500	325,600	346,600	388,000	
88	287,100	326,000	346,900	388,300	
89	287,800	326,400	347,300	388,600	
90	288,300	326,800	347,600	388,900	
91	288,700	327,200	348,000	389,200	
92	289,100	327,600	348,300	389,500	
93	289,300	327,900	348,700	389,800	
94	289,500	328,100	349,000	390,100	
95	289,700	328,500	349,300	390,400	
96	289,900	328,800	349,600	390,700	
97	290,300	329,000	349,900	391,000	
98	290,500	329,300	350,300	391,300	
99	290,700	329,600	350,700	391,600	
100	290,900	329,900	351,100	391,900	
101	291,300	330,100	351,600	392,200	
102	291,500	330,400	352,000	392,500	
103	291,700	330,800	352,400	392,800	
104	292,000	331,000	352,800	393,100	
105	292,400	331,200	353,300	393,400	
106	292,700	331,400	353,600	393,700	
107	292,900	331,800	353,900	394,000	
108	293,200	332,000	354,200	394,300	
109	293,500	332,200	354,500	394,600	
110	293,700	332,600	354,800	394,900	
111	293,900	333,000	355,100	395,200	
112	294,200	333,400	355,400	395,500	
113	294,500	333,600	355,700	395,800	
114		333,900	356,000	396,100	
115		334,200	356,300	396,400	

116		334,500	356,600	396,700	
117		334,800	356,900	397,000	
118		335,100	357,200	397,300	
119		335,400	357,500	397,600	
120		335,700	357,800	397,900	
121		336,000	358,100	398,200	
122		336,300	358,400	398,500	
123		336,600	358,700	398,800	
124		336,900	359,000		
125		337,200	359,300		
126		337,500	359,600		
127		337,800	359,900		
128		338,100	360,200		
129		338,400	360,500		
130		338,700	360,800		
131		339,000	361,100		
132		339,300	361,400		
133		339,600	361,700		
134		339,900	362,000		
135		340,200	362,300		
136		340,500	362,600		
137		340,800	362,900		
138		341,100	363,200		
139		341,400	363,500		
140		341,700	363,800		
141		342,000	364,100		
142		342,300	364,400		
143		342,600	364,700		
144		342,900	365,000		
145		343,200	365,300		
146		343,500	365,600		
147		343,800	365,900		
148			366,200		
149			366,500		
150			366,800		
151			367,100		
152			367,400		
153			367,700		
154			368,000		
155			368,300		

156			368,600		
157			368,900		
158			369,200		
159			369,500		
160			369,800		
161			370,100		
162			370,400		
163			370,700		
164			371,000		
165			371,300		
166			371,600		
167			371,900		
168			372,200		
169			372,500		
170			372,800		
171			373,100		
172			373,400		
173			373,700		
174			374,000		
175			374,300		
176			374,600		
177			374,900		
178			375,200		
179			375,500		
180			375,800		
181			376,100		
182			376,400		
183			376,700		
184			377,000		
185			377,300		
186			377,600		
187			377,900		
188			378,200		
189			378,500		
190			378,800		
191			379,100		
192			379,400		
193			379,700		
194			380,000		
195			380,300		

196			380,600			
197			380,900			
198			381,200			
199			381,500			
200			381,800			
201			382,100			
202			382,400			
203			382,700			
204			383,000			
205			383,300			
206			383,600			
207			383,900			
208			384,200			
209			384,500			
210			384,800			
211			385,100			
212			385,400			
213			385,700			
214			386,000			
215			386,300			
216			386,600			
217			386,900			
218			387,200			
219			387,500			
220			387,800			
221			388,100			
222			388,400			
223			388,700			
224			389,000			
225			389,300			
226			389,600			
227			389,900			
228			390,200			
再任用職員		215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、市民医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び歯科衛生士に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,000	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	198,900	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	200,900	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	202,800	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	204,900	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	206,900	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,100	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	213,200	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	214,600	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	216,000	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	217,200	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	218,600	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	220,000	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	221,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	222,700	278,000	302,300	338,400	392,600
34	224,100	279,400	303,800	339,900	394,300	

35	225,600	280,600	305,400	341,500	396,100
36	227,100	281,800	307,000	343,000	397,800
37	228,600	283,300	308,300	344,700	399,400
38	229,700	284,500	309,700	346,300	401,100
39	231,400	285,900	311,100	347,800	402,900
40	233,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	234,700	288,100	314,200	350,600	406,200
42	236,000	289,400	315,600	352,100	407,700
43	237,700	290,700	317,000	353,600	409,200
44	239,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	241,100	293,400	319,300	356,600	411,600
46	242,700	294,800	320,700	357,600	412,700
47	244,100	296,300	322,100	359,100	413,800
48	245,400	297,800	323,600	360,400	415,000
49	246,500	298,900	324,700	361,800	416,300
50	247,500	300,200	326,100	363,200	417,400
51	248,600	301,400	327,400	364,500	418,600
52	249,500	302,800	328,700	365,900	419,700
53	250,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	251,200	305,500	331,500	368,600	421,900
55	252,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	253,100	308,300	334,200	370,900	424,100
57	254,100	309,100	335,100	372,000	425,200
58	254,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	255,400	311,500	337,600	373,900	426,300
60	256,200	312,900	338,900	374,900	426,700
61	256,900	314,000	340,000	375,500	427,300
62	257,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	258,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	259,300	317,800	343,400	377,900	428,700
65	260,100	319,100	344,500	378,600	429,300
66	260,900	320,400	345,700	379,300	429,700
67	261,800	321,700	346,900	380,100	430,000
68	262,700	323,000	348,000	380,800	430,300
69	263,700	323,700	349,000	381,400	430,700
70	264,800	324,800	350,000	382,000	
71	266,000	325,900	351,100	382,700	
72	267,300	326,800	352,200	383,300	
73	268,600	328,100	353,000	384,000	

74	270,000	328,800	354,100	384,500	
75	271,500	329,900	355,200	385,100	
76	272,900	331,100	356,300	385,600	
77	274,300	332,200	357,000	386,000	
78	275,600	333,400	357,800	386,600	
79	276,900	334,500	358,600	387,100	
80	278,300	335,700	359,300	387,400	
81	279,400	336,800	359,900	387,700	
82	280,500	337,900	360,400	388,200	
83	281,800	338,900	361,000	388,600	
84	283,100	340,000	361,500	388,900	
85	284,400	340,900	362,100	389,200	
86	285,500	341,900	362,600	389,700	
87	287,000	342,800	363,200	390,200	
88	288,500	343,800	363,700	390,600	
89	289,900	344,800	364,100	390,900	
90	290,900	345,600	364,500	391,300	
91	292,300	346,400	365,100	391,800	
92	293,500	347,200	365,600	392,200	
93	294,800	347,800	365,900	392,600	
94	296,200	348,400	366,400	392,900	
95	297,500	349,100	366,800	393,200	
96	298,700	349,700	367,100	393,500	
97	300,000	350,100	367,700	393,800	
98	300,500	350,500	368,200	394,100	
99	301,700	351,000	368,700	394,400	
100	302,800	351,400	369,200	394,700	
101	304,000	351,900	369,800	395,000	
102	305,100	352,300	370,300	395,300	
103	306,300	352,800	370,800	395,600	
104	307,500	353,200	371,200	395,900	
105	308,600	353,500	371,800	396,200	
106	309,900	354,000	372,300	396,500	
107	311,100	354,400	372,800	396,800	
108	312,300	354,700	373,300	397,100	
109	313,500	355,200	373,900	397,400	
110	314,300	355,700	374,300	397,700	
111	315,000	356,200	374,800	398,000	
112	315,700	356,700	375,300	398,300	

113	316,300	357,200	375,900	398,600	
114	317,000	357,700	376,200	398,900	
115	317,300	358,200	376,500	399,200	
116	317,900	358,600	376,800	399,500	
117	318,600	359,000	377,100	399,800	
118	319,000	359,400	377,400	400,100	
119	319,600	359,900	377,700	400,400	
120	320,200	360,400	378,000	400,700	
121	320,800	360,800	378,300	401,000	
122	321,200	361,300	378,600	401,300	
123	321,700	361,800	378,900	401,600	
124	322,200	362,300	379,200	401,900	
125	322,700	362,600	379,500	402,200	
126	323,100		379,800	402,500	
127	323,500		380,100	402,800	
128	323,800		380,400	403,100	
129	324,100		380,700	403,400	
130	324,500		381,000	403,700	
131	324,900		381,300	404,000	
132	325,300		381,600	404,300	
133	325,600		381,900	404,600	
134	325,800		382,200	404,900	
135	326,100		382,500	405,200	
136	326,500		382,800	405,500	
137	326,700		383,100	405,800	
138	326,900		383,400	406,100	
139	327,200		383,700	406,400	
140	327,500		384,000	406,700	
141	327,800		384,300	407,000	
142	328,000		384,600	407,300	
143	328,300		384,900	407,600	
144	328,700		385,200	407,900	
145	328,900		385,500	408,200	
146	329,100		385,800	408,500	
147	329,300		386,100	408,800	
148	329,700		386,400	409,100	
149	329,900		386,700	409,400	
150	330,200		387,000	409,700	
151	330,600		387,300	410,000	

152	331,000		387,600	410,300	
153	331,400		387,900	410,600	
154	331,700		388,200	410,900	
155	332,100		388,500	411,200	
156	332,500		388,800	411,500	
157	332,900		389,100	411,800	
158	333,200		389,400	412,100	
159	333,600		389,700	412,400	
160	333,900		390,000	412,700	
161	334,300		390,300		
162	334,600		390,600		
163	335,000		390,900		
164	335,400		391,200		
165	335,800		391,500		
166	336,100		391,800		
167	336,500		392,100		
168	336,900		392,400		
169	337,300		392,700		
170	337,600		393,000		
171			393,300		
172			393,600		
173			393,900		
174			394,200		
175			394,500		
176			394,800		
177			395,100		
178			395,400		
179			395,700		
180			396,000		
181			396,300		
182			396,600		
183			396,900		
184			397,200		
185			397,500		
186			397,800		
187			398,100		
188			398,400		
189			398,700		
190			399,000		

191			399,300			
192			399,600			
193			399,900			
194			400,200			
195			400,500			
196			400,800			
197			401,100			
198			401,400			
199			401,700			
200			402,000			
201			402,300			
202			402,600			
203			402,900			
204			403,200			
205			403,500			
206			403,800			
207			404,100			
208			404,400			
209			404,700			
再任用職員		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

議案第74号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第4条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第6条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第75号

戸田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

戸田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和5年4月1日」を「令和5年1月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 80 号

戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第 3 条 実施機関(市長を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第 74 条第 1 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第 74 条第 2 項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第 1 項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第 4 条 法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し又は複製の交付を行う場合は、当該写し若しくは複製の作成又はこれらの送付に要する実費は、開示請求者の負担とする。

(審議会への諮問)

第 5 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(令和 年条例第 号)第 2 条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運

営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（戸田市個人情報保護条例の廃止）

第2条 戸田市個人情報保護条例（平成11年条例第3号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の戸田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項、第14条第4項及び第14条の2の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならず、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものである者又は前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものであった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (3) 前条の規定の施行の際現に指定管理者であるもの又は前条の規定の施行前において指定管理者であったもののうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (4) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (5) 前条の規定の施行前において指定管理者が管理する指定管理業務に従

事していた者

- (6) 前条の規定の施行の際現に派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であって、労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)に係るものをいう。以下同じ。)である者又は前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 前条の規定の施行前に旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第18条第4項において準用する場合を含む。)又は第18条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止又は事前の差止めについては、なお従前の例による。
- 3 前条の規定の施行前に旧条例第29条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年条例第 号)第1条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 前条の規定の施行前に旧条例第31条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「旧審議会」という。)にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前において旧審査会又は旧審議会の委員であった者に係る旧条例第29条第7項又は第31条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合体であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定

の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第4号に掲げる者

(3) 第1項第5号に掲げる者

(4) 第1項第6号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 第5項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 偽りその他不正の手段により、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録されている本人に関する個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 1 号

戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次に掲げる事務を行うため、市に、審査会を置く。

(1) 戸田市情報公開条例(平成 1 1 年条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。)第 1 7 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 戸田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第 4 5 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第 5 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒

んではない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の閲覧等の手数料)

- 第6条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。ただし、同項による交付に要する実費は、審査請求人又は同法第13条第4項に規定する参加人の負担とする。

(調査審議の非公開)

- 第7条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

- 第8条 審査会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第10条 第4条第3項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に戸田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和 年条例第 号)による改正前の情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第17条第4項及び戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)附則第2条の規定による廃止前の戸田市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第29条第4項の規定により委嘱された戸田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、

同日における旧情報公開条例第17条第5項及び旧個人情報保護条例第29条第5項の規定による旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 2 号

戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

(設置)

第 1 条 戸田市情報公開条例(平成 1 1 年条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)及び戸田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 情報公開条例第 1 9 条の規定による諮問に応じ、情報公開制度の運営その他重要な事項について調査審議すること。
 - (2) 戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第 5 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
 - (3) 議会個人情報保護条例第 5 0 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、独自に情報公開制度の運営その他重要な事項について調査審議し、又は意見を建議する。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、審議会は、独自に個人情報保護制度の運営その他重要な事項について調査審議し、又は意見を建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、市民及び学識経験者の中から市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見聴取等)

第 5 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提

出を求めることができる。

(調査審議の公開)

第 6 条 審議会の審議は、公開とする。ただし、公益上特別の理由があるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 9 条 第 4 条第 3 項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に戸田市情報公開条例の一部を改正する条例（令和 年条例第 号）による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第 1 9 条第 5 項及び戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年条例第 号）附則第 2 条の規定による廃止前の戸田市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第 3 1 条第 5 項の規定により委嘱された戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、第 3 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日、第 4 条第 1 項の規定により、審議会の委員として委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧情報公開条例第 1 9 条第 6 項及び旧個人情報保護条例第 3 1 条第 6 項の規定による旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 3 号

戸田市情報公開条例の一部を改正する条例

戸田市情報公開条例(平成 1 1 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 5 条」を「第 1 5 条の 2」に、

「第 4 章 情報公開・個人情報保護運営審議会(第 1 9 条)

第 5 章 補則(第 2 0 条 第 2 4 条)

を

」

「第 4 章 補則(第 1 9 条 第 2 3 条)」に改める。

第 2 条第 1 号中「教育委員会」を「消防長、教育委員会」に改め、同条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公開され、又は公開することが予定されているもの

第 4 条中「する者」を「するもの」に、「請求者」を「公開請求者」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(公開請求をできるもの)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するものは、実施機関に対し、公開請求をすることができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に所在する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

第 6 条各号列記以外の部分中「請求者」を「公開請求者」に改め、「書面」の次に「(次項において「公開請求書」という。)」を加え、同条第 1 号中「請求者」を「公開請求者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供す

るよう努めなければならない。

第7条中「請求者」を「公開請求者」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「法令等」を「法令又は条例（この項において「法令等」という。）」に改め、「情報」の次に「（次条から第11条までにおいて「非公開情報」という。）」を加え、「行政文書」を「場合」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者

としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第9条第1項中「前条に規定する情報が記録されている部分がある」を「非公開情報が記録されている」に、「請求者」を「公開請求者」に改め、同条第2項中「前条に規定する情報」を「非公開情報」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第10条中「第8条各号に規定する情報」を「非公開情報」に、「請求者」を「公開請求者」に改める。

第11条中「第8条に規定する情報」を「非公開情報」に改める。

第12条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「起算して14日」を「30日」に改め、「公開しない決定」の次に「（以下「公開決定等」という。）」を加え、「請求者」を「公開請求者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第12条第2項中「公開の決定又は公開しない決定」を「公開決定等」に、「当該公開請求があった日から起算して60日を限度として、当該期間を」を「同項に規定する期間を30日以内に限り」に、「請求者に対し、」を「公開請求者に対し、文書により」に改め、同条第3項中「公開の決定又は公開しない決定」を「公開決定等」に、「請求者」を「公開請求者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前3項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限

第12条の次に次の1条を加える。

(事案の移送)

第12条の2 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の公開の決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

第13条の見出しを「(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)」に改め、同条第1項中「国、地方公共団体及び請求者以外の者」を「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を、直ちに、当該第三者に対し、」を「決定後直ちに、当該意見書(第17条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により」

に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第1号イ、同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

第15条ただし書中「請求者」を「公開請求者」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(行政文書の任意的な公開)

第15条の2 実施機関は、第5条の規定により行政文書の公開請求ができるもの以外のものから行政文書の公開の申出があった場合においても、その公開に努めるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

第16条第1項中「実施機関の決定」を「実施機関の公開決定等」に改め、「(以下「公開請求に対する決定又は不作為」という。)」を削り、同条第2項中「公開請求に対する決定」を「公開決定等」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第17条 実施機関は、前条第1項の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年条例第 号)第2条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護審査会(第20条において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合(当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書その他当該審査請求に係る関係資料の写しを添

えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する判決をする場合について準用する。

(1) 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する判決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の判決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意見又は意思を表示している場合に限る。)

「第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会」を「第4章 補則」に改める。

第19条を次のように改める。

(審議会への諮問)

第19条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を図るため、その重要な事項について、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(令和年条例第号)第1条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会(次条において「審議会」という。)に諮問し、その意見を聴くものとする。

「第5章 補則」を削る。

第20条の見出し中「出資団体等」を「出資法人等」に改め、同条第1項中「出資し、若しくは運営費を助成している公共的団体又は市が加入している一部事務組合等(以下「出資団体等」という。)」を「出資している法人(以下「出資法人」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(出資法人を除く。以下この条において「指定管理者」という。)」に、「情報公開に関する制度」を「情報公開制度」に

改め、同条第2項中「出資団体等」を「出資法人及び指定管理者」に改め、同条第3項中「出資団体等」を「出資法人又は指定管理者」に改める。

第22条第1項を次のように改める。

実施機関は、法令、他の条例、規則又は実施機関（市長を除く。）の規則その他の規程（次項において「関係法令等」という。）の規定により、公開請求に係る行政文書が第14条に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開をしないものとする。

第22条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 関係法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第22条に次の1項を加える。

- 4 この条例は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

第24条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の戸田市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2章の規定による公開請求その他公開請求に関する事項については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にされた旧条例第3章の規定による公開決定等又は不作為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第17条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年条例第 号）第1条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にされた旧条例第19条第1項の規定により市に置か

- れた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会にされた諮問は、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（令和 年条例第 号）第 1 条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第 1 7 条第 7 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して個人の秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 4 号

戸田市行政組織条例及び戸田市空家等対策審査会条例の一部を改正する
条例

(戸田市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 戸田市行政組織条例 (昭和 6 2 年条例第 1 1 号) の一部を次のように
改正する。

第 2 条企画財政部の項第 2 号中「行財政改革」を「行政組織の整備、事務
分掌の整理及び行財政改革」に改め、同条総務部の項中第 2 号を削り、第 3
号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(戸田市空家等対策審査会条例の一部改正)

第 2 条 戸田市空家等対策審査会条例 (平成 2 8 年条例第 2 3 号) の一部を次
のように改正する。

第 8 条中「都市整備部まちづくり推進課」を「都市整備部建築住宅課」に
改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 5 号

戸田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

戸田市自転車駐車場条例(昭和60年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下これらを「自転車等」という。)」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車

第4条を削る。

第5条の見出しを「(定期利用)」に改め、同条第3項中「のうち前条に規定する資格を有する者」を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「利用」を「定期利用」に改め、同条中「限度とし、その期間は毎年4月1日から翌年の3月31日まで」を「限度」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条の規定にかかわらず」を削り、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第5条第1項又は第7条第2項」を「第4条第1項又は第6条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第5条第1項又は第7条第2項」を「第4条第1項又は第6条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条第2項中「、第4条第1項第4号、第5条、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項並びに第11条第1項」を「、第4条、第6条、第7条、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項」に、「第10条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第2中「第13条、第22条関係」を「第12条、第21条関係」に改

め、同表備考第1項を次のように改める。

1 学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校及び専修学校に在籍する者をいう。

別表第2備考に次の1項を加える。

3 市外に住所を有し、かつ市内へ通勤し、又は通学する者は、市内居住者扱いとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の戸田市自転車駐車場条例の規定は、令和5年4月1日以後の駐車場の利用から適用し、同日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 86 号

戸田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

戸田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 38 条」を「第 39 条」に、「第 39 条 第 41 条」を「第 40 条 第 42 条」に改める。

第 3 章中第 41 条を第 42 条とし、第 40 条を第 41 条とし、第 39 条を第 40 条とする。

第 2 章中第 38 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 39 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 87 号

戸田市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等の構造」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

「第 2 章 歩道等の構造」を「第 2 章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第 3 条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第 4 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 37 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 38 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第 5 条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 6 条第 1 項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第 2 項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 31 条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 32 条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 33 条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 88 号

戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「2を」を「1.2を」に改め、「得た数」の次に「(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。)」を加える。

第14条中「2」を「1.2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 89 号

戸田第一小学校改築等工事（ ・ 期）請負変更契約について

戸田第一小学校改築等工事（ ・ 期）請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田第一小学校改築等工事（ ・ 期）
- 2 場 所 戸田市上戸田三丁目 7 番 1 外
- 3 工事内容 戸田第一小学校の改築等に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金 3,422,100,000 円
変更後 金 3,555,770,368 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 323,251,852 円)
- 5 工 期 令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 6 契 約 者 川口市本町四丁目 11 番 6 号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古川 元一

令和 4 年 11 月 28 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第90号

新曾小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事請負変更契約について
新曾小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事請負変更契約をするについて、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年
条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工 事 名 | 新曾小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事 |
| 2 | 場 所 | 戸田市新曾南二丁目4799外 |
| 3 | 工事内容 | 新曾小学校教室棟の増築等に伴う工事 |
| 4 | 金 額 | 変更前 金3,065,700,000円
変更後 金3,231,515,139円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金293,774,104円) |
| 5 | 工 期 | 令和3年10月1日から令和7年1月31日まで |
| 6 | 契 約 者 | さいたま市浦和区東高砂町5番地8
松井建設株式会社 関東営業所
所長 草嶋 敏雄 |

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第91号

新曽第一地区3号調整池築造工事請負変更契約について

新曽第一地区3号調整池築造工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曽第一地区3号調整池築造工事
- 2 場 所 戸田市大字新曽字芦原2509番1外
- 3 工事内容 新曽第一地区3号調整池の築造に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金982,061,300円
変更後 金1,111,576,400円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金101,052,400円)
- 5 工 期 令和2年10月12日から令和5年3月31日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区高砂二丁目4番3号
株式会社鴻池組 さいたま営業所
所長 小田 剛史

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第92号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
戸田市立介護老人保健施設
- 2 指定管理者候補者の名称
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5850番地
医療法人健秀会
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第93号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘要
市道第6022号線	美女木北一丁目1番1地先	美女木東一丁目7番33地先	839.12m	5.00m	
市道第6026号線	美女木東一丁目7番5地先	美女木東一丁目152地先	151.65m	4.00m	
市道第6027号線	美女木東一丁目7番26地先	美女木東一丁目7番34地先	177.92m	4.00m	

令和4年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 9 4 号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）
第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘 要
市道第 6031 号線	美女木北一丁目 1 番 1 地先	美女木北二丁目 2 番 5 地先	607.22m	5.00m	
市道第 7136 号線	大字新曾字芦原 2195 番 1 地先	大字新曾字芦原 2204 番 5 地先	148.57m	20.00m	電線共同溝整備 を実施するため
市道第 7137 号線	大字新曾字芦原 2230 番地先	大字下笹目字谷口 115 番 15 地先	52.61m	16.00m	電線共同溝整備 を実施するため

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

戸田市長 菅 原 文 仁